

文京区空家等利活用事業補助金交付要綱

30文都住第877号平成31年3月29日区長決定
2020文都住第1151号令和3年3月29日部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、文京区空家等利活用事業実施要綱（30文都住第877号。以下「実施要綱」という。）第11条第2項の規定により賃貸借契約を締結した空家等の賃貸人又は賃借人に対し、実施要綱第12条に規定する空家等の改修に要した費用を補助することにより、空家等の有効活用の促進を図り、もって地域活性化の実現に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実施要綱第12条に規定する空家等の利活用のために必要な改修（以下「改修」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 改修後の空家等を、営利を目的としない集会・交流施設、体験・学習施設その他の地域活性化に資すると区が認めた施設（以下「地域活性化施設」という。）として利用すること。
- (2) 地域活性化施設としての利用を、当該利用を開始した日（以下「利用開始日」という。）から賃貸借契約に基づき10年以上継続すること。
- (3) 改修の対象となる空家等が建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合する建築物であること（改修工事完了後に同法に適合することとなる建築物を含む。）。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、実施要綱第11条第2項の規定により賃貸借契約を締結した空家等の賃貸人又は賃借人とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、改修に要する工事費、設計費及び工事監理費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、他の助成制度を既に利用し、又は利用を予定している改修に要する費用については対象としない。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費と200万円を比較していずれか低い額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、文京区空家等利活用事業補助金交付申請書（別記様式第1号）、文京区空家等利活用事業改修工事（変更）計画書（別記様式第2号）及び文京区空家等利活用事業実施・変更計画書

(別記様式第3号)に、次に掲げる書類(第3号から第6号までの書類については、賃借人が団体等であるときに限る。)を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 工事見積書の写し
- (2) 設計図の写し
- (3) 空家等の賃借人である団体等の規約その他の運営等に関する定めに関する書類
- (4) 空家等の賃借人である団体等の事業に係る前年度の会計報告書
- (5) 空家等の賃借人である団体等の事業に係る過去3年分の活動実績に関する書類
- (6) 空家等の賃借人である団体等の代表者本人であることを証明する書類

2 区長は、前項各号に規定するもののほか、審査に必要があると認めた書類の提出を求めることができる。

(交付決定及び通知)

第7条 区長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付又は不交付の決定を行い、文京区空家等利活用事業補助金交付・不交付決定通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知する。

2 区長は、前項の交付決定の通知をするに当たり、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用しないこと。
- (2) 補助金の経理に不正な行為を行わないこと。
- (3) その他区長が特に必要があると認めた事項

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、同項に規定する交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、文京区空家等利活用事業補助金交付取下げ届出書(別記様式第5号)を区長に提出することにより、申請を取り下げることができる。

2 申請者は、交付決定前に申請を取り下げるようとする場合は、文京区空家等利活用事業補助金交付取下げ届出書を区長に提出することにより、申請を取り下げることができる。

(変更交付申請等)

第9条 交付決定者は、第7条第1項の規定による交付決定の額を上回る内容を実施するとき又は事業の内容を著しく変更しようとするときは、速やかに文京区空家等利活用事業補助金変更交付申請書(別記様式第6号)に、文京区空家等利活用事業改修工事(変更)計画書、文京区空家等利活用事業実施・変更計画書、工事見積書の写し及び設計図の写しのうち必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項に規定するもののほか、審査に必要があると認めた書類の提出を求める能够である。

3 区長は、第1項の規定による変更交付申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行った上で、変更の交付又は不交付の決定を行い、文京区空

家等利活用事業補助金変更交付決定・不交付通知書（別記様式第7号）により、交付決定者に通知する。

（権利譲渡の禁止）

第10条 交付決定者は、補助金を受給する権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、補助金の交付を請求するときは、文京区空家等利活用事業補助金交付請求書（別記様式第8号）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項に規定するもののほか、請求に当たり必要があると認めた書類の提出を求めることができる。

（補助金の支払）

第12条 区長は、前条第1項の規定による補助金の交付請求を受けたときは、文京区会計事務規則（昭和39年4月文京区規則第9号）に基づき、交付決定者に対し補助金を支出する。

（実績報告）

第13条 交付決定者は、補助金の交付を受けた事業に係る工事が完了したとき又は補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、速やかに文京区空家等利活用事業補助金実績報告書（別記様式第9号）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項に規定するもののほか、審査に必要があると認めた書類の提出を求めることができる。

（補助金の額の確定）

第14条 区長は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、文京区空家等利活用事業補助金交付確定通知書（別記様式第10号）により、交付決定者に通知しなければならない。

（補助金の清算）

第15条 区長及び交付決定者は、第12条の規定により区長が交付決定者に対して支出した補助金の額と、前条の規定により確定した補助金の額に差額が生じた場合、差額の清算を行うものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、第14条の規定により区長が交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

3 区長は、第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、文京区空家等利活用事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第11号）により、交付決定者に通知しなければならない。

(事業中断等の報告)

第17条 交付決定者は、利用開始日から10年以内に、地域活性化施設としての空家等の利用を中断しようとするとき又は実施要綱第11条第2項の規定による賃貸借契約上の地位を譲渡し、若しくは承継しようとするときは、文京区空家等利活用事業中断等報告書（別記様式第12号）を提出しなければならない。

(補助金の返還)

第18条 区長は、第16条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 前項の規定は、第14条の規定により区長が交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、交付決定者が既にその額を超える補助金の交付を受けているときについても適用する。

3 区長は、前条の規定による報告を受けたときは、中断等に至った原因が災害、賃貸人の死亡による相続人の相続その他の空家等の賃貸人及び賃借人の責めによらないものであることが明らかである場合又はその原因に特段の配慮すべき事情があると認めた場合を除き、交付決定者に対し期限を定めて次の表に掲げる金額の返還を命じなければならない。

利用開始日の属する月から補助金の返還を命ずべき事由の生じた日の属する月までの月数（以下「経過月数」という。）	返還を求める補助金の額
60月以内	補助金交付額の全額
60月超	以下の式のとおり計算した額とする。 返還費用＝補助金交付額×（120－経過月数）÷60 ※1円未満は端数切捨てとする。

4 区長は、前3項に規定する補助金の返還を命じたときは、文京区空家等利活用事業補助金返還請求書（別記様式第13号）により、交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の経理)

第19条 交付決定者は、補助金の交付に係る証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を求めに応じて提出できるよう、経理を常に明確にしておかなければならない。

(通則)

第20条 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）によるものとする。

(委任)

第21条 この要綱の施行に関し必要な事項については、都市計画部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。